

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 26 日現在

機関番号：23401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653008

研究課題名(和文) 憲法設計の理論と技法に関する研究

研究課題名(英文) a study of the theory and techniques of constitutional design

研究代表者

片山 智彦 (KATAYAMA, Tomohiko)

福井県立大学・学術教養センター・教授

研究者番号：30294002

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：日本とドイツにおける憲法理論、国家論及び憲法改正をめぐる議論等の研究を通じて、憲法設計の理論と技法に係る諸問題の分析を行い、憲法設計の諸要素を抽出することを試みた。この分析の結果を踏まえて、憲法設計の理論と技法の諸要素を憲法設計の体系の中に位置づけ、憲法設計の理論を構築することに努めた。また、憲法設計の意義、憲法設計のプランニング、憲法の基本設計と詳細設計の方法と技法に関する研究を実施した。

研究成果の概要(英文)：I tried to analyze the problems with the theory and techniques of constitutional design through a study of constitutional theories, state theories and the discussion of the amendment of constitution, and so on in Japan and Germany and to extract the components of constitutional design. On the outcome of the study I tried to make a theory of constitutional design by setting the components of the theory and techniques of constitutional design in a system of constitutional design. And I studied the significance and planning of constitutional design, and the method and techniques of the basic design and detail design of constitutional law.

研究分野：公法学

キーワード：憲法設計

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会の複雑多様化の中で、理念的、抽象的な憲法（憲法典）は、プレゼンスを減じた。経済と社会のグローバル化、政府機能の民営化などの波にさらされ、国民国家の地位が相対化するとともに、国家権力のあり方も変容しつつある。

かかる状況の下で、憲法は、その存在理由を問われている。

それゆえ、憲法設計という視点からの憲法の意義の再検討が必要とされている。

(2) 憲法理論が論点の個別的考察や抽象理論への傾斜を強める中で、憲法設計という視点からの憲法の全体的考察と法実践の視点の強化が必要である。

(3) 本研究は、「司法制度の設計及び裁判実務における「訴訟基本法」としての憲法の機能に関する研究」（科学研究費補助金研究課題番号：21530036）において憲法理論の研究を行った際に着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、憲法設計の理論の考察とその具体的な技法の確立を図ると共に、憲法理論における憲法の全体的考察と法実践の視点を強化することを目的とする。

また、本研究は、近代立憲主義憲法の設計思想、制度設計の再検討や現行憲法の規定の解釈適用の適正化に寄与することも目的としている。

なお、違憲審査制など憲法上の個々の制度の設計の研究はすでに多数存在する。しかし、これらと異なり、本研究は、憲法全体の設計を総合的に扱う憲法設計の一般理論の研究を目的とするものである。

3. 研究の方法

憲法学の従来研究成果のうち憲法設計に関わる項目について検討を加え、憲法設計に固有の問題の発見と整理を試みた。

また、憲法設計の基本となる憲法概念、立憲主義、国家論等について研究を進めた。

さらに、憲法設計の意義と方法等の憲法設計のあり方に関する諸問題や憲法設計のプランニング、憲法の基本設計（基本原理と構造）、詳細設計（国民の権利義務、国家機関等）における具体的な課題について検討を加えた。

憲法設計のプランニングについては、憲法の目的と仕様の設定に関する諸問題を検討した。

憲法の基本設計については、憲法の基本原理や構造を定める際の基本的な考え方や留意事項等に関する研究を、詳細設計については、国民の権利義務、国家機関、改正、憲法保障などに関し、憲法設計上の課題とそれらの課題に対処する技法の研究を行った。

本研究では、既存の憲法をいったん視野の外に置き、新たに憲法を構築する場面を想定して、憲法の設計をシミュレートする作業を

試みた。既存の憲法に束縛された思考から離れ、近代立憲主義憲法の設計のあり方を根本的に再検討することがその意図するところである。

4. 研究成果

憲法理論、国家論、憲法改正等に関する議論を参照して、憲法の設計理論の諸要素の抽出を行い、それらを憲法の設計理論の全体構想の中に位置づけて同理論の体系化を試みた。

憲法の設計理論は、形式的意味の憲法、すなわち、憲法典の設計の理論であり、（狭義の）設計のみならず、憲法の企画、設計、制定、改正・廃棄にいたる憲法のライフサイクルの理論として構想される。

もっとも、この作業はまだ終了しておらず、まだまだ残された課題も多いが、憲法設計理論の今後の研究の重要な手掛かりにはなると考える。

また、憲法設計の意義と方法、憲法設計のプランニング、基本設計、詳細設計の方法と技術に関する研究を実施した。

研究の結果として、憲法の設計に関して、たとえば、以下の諸点を指摘することができる。

日本はもとより、多くの国家には、既に憲法が存在する。新憲法が制定されることは少ない。憲法の設計理論を論ずることの実益は小さいようにも見える。

また、憲法は、必ずしも、十分に洗練され、憲法制定者が意識的に採用した設計理論を基礎として設計され、制定されるわけではない。

しかし、憲法の設計理論は、憲法制定後においても重要である。

一般に、憲法は、その規定の改正を許している。憲法の改正に際しては、当然のことながら、その憲法全体の設計が視野に納められなければならない。すなわち、憲法の設計理論を探求することは、現行憲法の改正に際しても有効な指針を示すことになる。

現行の憲法の設計が適正かつ当該国家・社会に最適化されているか否かを点検するためにも、憲法の設計に関する理論は欠かせない。

また、憲法の設計理論は、憲法の立法論のみならず、憲法の規定の解釈適用の基礎理論としても有用である。設計理論は、制定された憲法の個々の規定の総体を首尾一貫した論理の下で体系化するために不可欠である。それゆえ、憲法の設計理論の構築と精緻化が、特定の憲法の設計理論、そして、当該憲法の規定の解釈適用の適正化につながる。

憲法制定時にそうした理論が樹立されていないのであれば、憲法の趣旨目的や規定の解釈を通じて当該憲法の設計理論が事後的に構成されなければならない。そうした理論構築が不可能であるとすると、当該憲法の設計の当否が問題とされざるをえない。

憲法設計においては、全体のプランニングを最初に行うことが重要である。憲法設計のプランニングにおいては、設計されるべき憲法の目的、そして、当該憲法に要求される仕様を確定することが必要となる。

憲法のプランニングの出発点は、憲法の目的の設定である。憲法の目的は、その基本思想である立憲主義の意義や正統性の理解に大きく規定される。しかし、立憲主義について特定の立場をとると設計されるべき憲法の目的が自動的に一意に定まるわけではない。また、憲法の目的は、必ずしも一つではなく、複数の目的の下で設計された憲法も当然ありうる。

さらに、憲法の仕様は、当該憲法の機能と規範力を基本的な構成要素とする。当該憲法の目的に照らして求められる法的機能を実際に発揮しうる規範力を備えた憲法を設計しなければならない。

この点に関して、法規範としての機能の多様性という憲法の特性に配慮しなければならない。憲法は、国家機関への授権、法制度の設計規準、法令の違憲審査基準、法令の解釈規準等の複数の機能を持ちうるからである。

憲法のプランニングを終えた後は、憲法の具体的内容の設計が次の作業となる。この段階で問題となる設計項目は膨大な数に及び、その組み合わせも多種多様である。

もとより、憲法の設計理論は、特定の国家という値を入力すると最適な憲法モデルが出力される関数として構築できるものではない。それは、憲法設計の主要な構成要素とそれを憲法に組み上げる際の憲法設計の見取り図を提示するにとどまる。

この趣旨に鑑み、憲法の具体的内容の設計に係る事項を大きく二つに分け、それぞれについて基本的問題点の考察を行うことが有用である。

建築設計においては、建築物の構造全体に関わる基本設計とその細部に関わる詳細設計が区別されることがある。憲法設計にも、この区別を流用することができる。

この場合、基本設計に属するのは、憲法の適用範囲、公私の区分など憲法が適用される法空間の設計、基本原理、国家の構造などである。また、憲法全体の構成を定めることも、憲法の基本設計に属するといえよう。

他方で、詳細設計に属するのは、国家機関、国民の権利義務、改正、憲法保障などである。

憲法の基本設計においては、憲法の適用範囲を定めることが基本となる。適用範囲は、領域、人、事項、時間等に関して問題となる。適用範囲が、少なくともその概略において定められ、あるいは、想定されなければ、それに適合した憲法を設計することができない。

憲法の詳細設計の基本の一つは、国家機関の組織と権限、相互関係の設計である。そして、統治機構の設計については、各国家機関

が与えられた権限の範囲を超えて行動し、統治機構の目的と仕様を阻害することのないように、各国家機関の行動を制御することなどが必要である。ここでは、国家機関相互の組織力学が重要なテーマとなる。

また、憲法が存在しても、実質的意味の憲法は、部分的には法律によって形成されざるをえない。したがって、憲法の設計に際しては、実質的意味の憲法のどの部分を憲法典に取り込むのかという視点も重要である。

憲法設計に当たっては、時間に対する配慮も必要である。憲法が硬性であることを前提とすると、当該憲法が相当長期間妥当することが想定される。したがって、憲法は、社会の経年的な変化に耐える設計を求められる。

なお、研究代表者の度重なる病氣入院等により本研究の十分な進展を図ることが極めて困難であったが、今後も研究を継続し、これまでの研究成果を踏まえた研究結果の公表に向けた努力を続けるつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

片山 智彦 (KATAYAMA, Tomohiko)
福井県立大学・学術教養センター・教授

研究者番号：30294002

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：